

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

(設問1)

する旨を通知し。

1. Cは、Bに対し、B・C間の売買契約を解除(民法以下略)54条1項)、解除に基づき原状回復請求(145条1項本文)として2000万円の返還を、債務不履行に基づき損害賠償請求(415条1項)として1500万円の支払いを請求するを考へらるか。こゝからは認めらるるか。2424

2. 1) B・C間及び甲の売買契約を締結した当時、甲の所有権はAが有していたから、かかる売買契約は「他人の権利を売買の目的」として、他人物売買(146条)であり、売主である。10 Bは、Aから甲の所有権を取得し、Cに移転する義務を負う。

2) 312. 買主が他人物売買であることを知っていたとしても、解除権を行使し、損害賠償を請求する旨を通知しないう。21

3. 1) まず、解除権の行使に基づき、原状回復請求が認めらる2000万円を返還する。21

2) ~~当事者~~ ~~が~~ ~~解除~~ 債務の全部の履行が不能であるとき、債権者は、催告なしに直ちに契約を解除する旨が212(142条1号)。312. 解除権を行使したとき各当事者は相手方に対し原状回復義務を負う(145条1項本文)。20

3) ア 本件では、Bは、Aから甲の所有権を取得し、Cに移転する義務を負う。A・C間では甲の売買契約が締結され、所有権移転登記手続も行われていた。かかる債務は全部が履行不能になっている。312. 24に基きCが解除するが、Bは、内金2000万円を返還しないからならん。原状回復のみ=

イ この点、債務不履行にならば、債権者はさるが、Aと

1ページ

裏面へ

売買契約を締結したから、'債務者の責めに'帰すべき事由'によりもたから、解除はできない(54条)の反論が考えられる。しかし、2023年3月1日にB-C間で売買契約を締結してから3年以上経過しているから、甲の所有権がまだAにあり、Aから甲への明渡しも不可能性があつたことからすれば、かかる反論は認められない。

(4) よう、2000万円の返還請求が認められる。

411 2は、損害賠償請求が認められるか。

(2) 債務不履行に基づき損害賠償請求が認められるには、①債務の存在、②不履行の存在、③損害発生、④②と③の因果関係が必要である(416条1項本文)。

(1) 本件では、Bは、Cに対し、甲の所有権を取得し、これをAに移転する債務を負った(1)が、上述の通り履行不能になつてゐるから、不履行が存在する(2)。かかる不履行により、Aから3500万円をAが所有する3500万円をBに購入しなけりばならなくなつてゐる(3、4)。

イ これに対し、'債務者の責めに'帰すべき事由'によりもた(415条1項但書)によりもたると反論が考えられる。しかし、AとBの交渉がまとまらなかつたことは、Bの免責事由にならな。よう、かかる反論は認められない。

ウ もっとも、B-C間の売買契約の解除により、残金は1000万円の支払を免れなければならない。損害賠償として、差額(500万円から1000万円は除くべき)がある。

(4) よう、500万円の支払請求が認められる。

エ 以上より、2000万円の返還請求と、500万円の支払請求が認められる。

3ページへお願いいたします。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

〔設問2〕

追認

1. Aは、Cに対し、B・C間の甲の売買契約を締結した上で、
B・C間の売買契約の残代金1000万円を支払うを請
求しているが、甲は請求を認めらるが。

5 2.(1) 物の所有者が、売主と買主との売買契約を追認
しても、甲の売買契約の債権債務が発生するとは、
売主・買主間にあり、物の所有者・買主との間には、
何らの債権・債務関係は存在しない。

10 本件では、Aは、B・C間の甲の売買契約を追認
しているが、このため、A・C間に債権・債務は発生
しない。

3(1) このため、AがBに代位し、残代金を請求する。
(423条1項)との反論が考えられる。

15 (2) しかし、Aは、Bに対し債権を有しておらず、被
保全債権が存在しないため、債権者代位権の行使
は認められない。

4. よって、Aは、Cに対し、B・C間の売買契約の
残代金1000万円を、直接Aに支払うよう請
求することはできない。

以上

弁護士 羽田伸矢

3

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

①特に記載は不要かと思います。

① ‘この事情を拾えたのはよかったと思います（この事情を記載している答案はほぼありませんでした）。

一応解除の意思表示も原状回復請求が認められるための要件ですので、1行で構わないので、認定しておいてもらえるとよりよいです（答案の1行目で認定しているとは思いますが、採点者によっては、これでは足りないと思う人もいるかもしれませんので）。

②出題趣旨からは、1500万全部が損害であるかのように読めますが、本問では500万が損害となるとするのが素直かと思いました。なので、この見解もありだと思います。

③この問題は何が問われているのかを読み取るのが難しかったと思います。

明らかに認められないが、一応言及しておくという保険をかけるのは全然いいと思います（もちろん、時間が許す限りですが）